

防災・省エネまちづくり緊急促進 事業に係る技術評価料金規程

頁 No.1 / 7

MR03-06

2014年8月1日制定

2025年11月4日改訂

2025年11月5日施行

この規程は、別に定める「防災・省エネまちづくり緊急促進事業に係る技術評価業務規程」（以下、「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人 日本建築センター（以下、「財団」という。）が実施する防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価業務に係る技術評価料金について、必要な事項を定める。

なお、防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価業務に関する料金には、消費税を含むものとする。（は）

1. 防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価料金

財団が実施する防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価料金の額は、（1）で算定した額と（2）で算定した額を加算した額とする。

（1）必須要件に係る評価料金の額は表1～表8-2に掲げる額を加算した額とする。（い）（に）（ほ）

表1 必須要件-1（い）（ろ）（は）（に）（ほ）

評価項目	技術審査料金：円				
	住宅部分の住戸数	50戸以内のもの	50戸を超え、100戸以内のもの	100戸を超え、300戸以内のもの	300戸を超えるもの
必-3～33 （必-13、14、16、17、20、21を除く）	住宅部分の住戸数	176,000	209,000	253,000	308,000
	非住宅部分の床面積の合計	154,000	187,000	231,000	297,000

※ 住宅部分と非住宅部分ごとに料金を加算する

表2 必須要件-2（は）（に）（ほ）

評価項目	技術審査料金：円				
	住宅部分の住戸数	50戸以内のもの	50戸を超え、100戸以内のもの	100戸を超え、300戸以内のもの	300戸を超えるもの
必-1 高齢者等への配慮 （住宅部分） ※住宅性能評価と併願の場合は33,000円とする	住宅部分の住戸数	99,000	110,000	165,000	220,000
必-2 高齢者等への配慮 （非住宅部分） ※誘導基準の認定を受ける場合は33,000円とする	非住宅部分の床面積	99,000	110,000	165,000	220,000
	非住宅部分の床面積の合計	99,000	110,000	165,000	220,000

防災・省エネまちづくり緊急促進 事業に係る技術評価料金規程

頁 No.2/7

MR03-06

2014年8月1日制定

2025年11月4日改訂

2025年11月5日施行

表3 必須要件-3 (は) (に) (ほ)

評価項目	技術審査料金：円				
	2,000㎡以内のもの	2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	50,000㎡を超えるもの	
必-13 構造の安定性	構造棟ごとの床面積の合計				
耐震等級2、免震構造 (耐震等級2相当は除く) ※住宅性能評価の併願により確認できる場合に限る		33,000	33,000	33,000	33,000
上記以外		330,000	440,000	550,000	660,000

※ 構造上別棟となる棟ごとに料金を加算する

表4 必須要件-4 (ろ) (は) (に) (ほ)

評価項目	技術審査料金：円				
	2,000㎡以内のもの	2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	50,000㎡を超えるもの	
必-14 帰宅困難者等支援[都市部]	全体の床面積の合計	33,000	44,000	66,000	88,000

※ 都市部の案件のみ料金を加算する

表5 必須要件-5 (ろ) (は) (に) (ほ)

評価項目	技術審査料金：円	
	必-16 省エネルギーへの配慮 (住宅部分)	1)全住戸について住宅性能評価で必要等級を取得する場合
	2)BCJに住宅性能評価を申請する場合 ※1)を除く	「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金規程」に定める「住戸」部分に係る料金の0.3をかけた額
	3)他機関に住宅性能評価を申請する場合 ※1)を除く	「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金規程」に定める「住戸」部分に係る料金

表6 必須要件-6 (ろ) (は) (に) (ほ)

評価項目	技術審査料金：円	
	必-17 省エネルギーへの配慮 (非住宅部分)	1)BCJに省エネ適判を申請する場合
	2)他機関に省エネ適判を申請する場合	「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金規程」に定める「非住宅」部分に係る料金

防災・省エネまちづくり緊急促進 事業に係る技術評価料金規程

頁 No.3/7

MR03-06

2014年8月1日制定

2025年11月4日改訂

2025年11月5日施行

表7 必須要件-7 (ほ)

評価項目	技術審査料金：円				
	2,000㎡以内のもの	2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	100,000㎡を超えるもの
必-20 劣化対策	構造棟ごとの床面積の合計				
住宅性能評価の併願により確認できる場合		33,000	33,000	33,000	33,000
上記以外*		88,000	99,000	121,000	132,000

※ 「上記以外」の場合、構造上別棟となる棟ごとに料金を加算する

表8-1 必須要件-8-1 (ほ)

評価項目	技術審査料金：円				
	50戸以内のもの	50戸を超え、100戸以内のもの	100戸を超え、300戸以内のもの	300戸を超え、500戸以内のもの	500戸を超えるもの
必-21 ライフサイクルコスト対策 (住宅部分)	住宅部分の住戸数				
1)BCJに長期使用構造等の確認を申請する場合		33,000	33,000	33,000	33,000
2)他機関に長期使用構造等の確認を申請する場合		132,000	176,000	220,000	308,000

表8-2 必須要件-8-2 (ほ)

評価項目	技術審査料金：円				
	2,000㎡以内のもの	2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	100,000㎡を超えるもの
必-21 ライフサイクルコスト対策 (非住宅部分)	非住宅部分の床面積の合計	132,000	176,000	220,000	308,000

(2) 選択要件に係る評価料金の額は、選択した項目に応じて表9-1～表14-2に掲げる額を加算した額とする。(い) (に) (ほ)

表9-1 選択要件 (防災対策-1) (い) (ろ) (は) (に) (ほ)

評価項目	技術審査料金：円				
	2,000㎡以内のもの	2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	100,000㎡を超えるもの
選-1 帰宅困難者等支援 [都市部以外]	全体の床面積の合計	33,000	44,000	66,000	88,000

防災・省エネまちづくり緊急促進 事業に係る技術評価料金規程

頁 No.4 / 7

MR03-06

2014年8月1日制定

2025年11月4日改訂

2025年11月5日施行

表9-2 選択要件（防災対策-2）（い）（ろ）（は）（に）（ほ）

評価項目	技術審査料金：円				
	選-2 延焼遮断帯等	全体の 床面積 の合計	2,000㎡以内 のもの	2,000㎡を超え、 10,000㎡以内 のもの	10,000㎡を超え、 50,000㎡以内 のもの
33,000			44,000	66,000	88,000

表9-3 選択要件（防災対策-3）（は）（に）（ほ）

評価項目	技術審査料金：円				
	選-3 津波防災	構造棟 ごとの 床面積 の合計	2,000㎡以内 のもの	2,000㎡を超え、 10,000㎡以内 のもの	10,000㎡を超え、 50,000㎡以内 のもの
330,000			440,000	550,000	660,000

※ 構造上別棟となる棟ごとに料金を加算する

表9-4 選択要件（防災対策-4）（ろ）（は）（に）（ほ）

評価項目	技術審査料金：円				
	選-4 浸水対策[都市部以外]	全体の 床面積 の合計	2,000㎡以内 のもの	2,000㎡を超え、 10,000㎡以内 のもの	10,000㎡を超え、 50,000㎡以内 のもの
33,000			44,000	66,000	88,000

表9-5 選択要件（防災対策-5）（ほ）

評価項目	技術審査料金：円				
	選-5 給水施設	全体の 床面積 の合計	2,000㎡以内 のもの	2,000㎡を超え、 10,000㎡以内 のもの	10,000㎡を超え、 50,000㎡以内 のもの
33,000			44,000	66,000	88,000

表10-1 選択要件（環境対策-1）（ろ）（は）（に）（ほ）

評価項目	技術審査料金：円				
	選-6 都市緑化対策	全体の 床面積 の合計	2,000㎡以内 のもの	2,000㎡を超え、 10,000㎡以内 のもの	10,000㎡を超え、 50,000㎡以内 のもの
33,000			44,000	66,000	88,000

防災・省エネまちづくり緊急促進 事業に係る技術評価料金規程

頁 No.5/7

MR03-06

2014年8月1日制定

2025年11月4日改訂

2025年11月5日施行

表10-2 選択要件（環境対策-2）（ろ）（は）（に）（ほ）

評価項目	技術審査料金：円				
	選-7 木材利用	全体の 床面積 の合計	2,000㎡以内 のもの	2,000㎡を超え、 10,000㎡以内 のもの	10,000㎡を超え、 50,000㎡以内 のもの
33,000			44,000	66,000	88,000

表10-3 選択要件（環境対策-3）（ほ）

評価項目	技術審査料金：円				
	選-8 良質な緑地確保の取組の推進	全体の 床面積 の合計	2,000㎡以内 のもの	2,000㎡を超え、 10,000㎡以内 のもの	10,000㎡を超え、 50,000㎡以内 のもの
33,000			44,000	66,000	88,000

表11-1 選択要件（子育て対策-1）（ろ）（は）（に）（ほ）

評価項目	技術審査料金：円				
	選-9～11 遮音対策 (重量床、軽量床、界壁)	住宅 部分の 住戸数	50戸以内 のもの	50戸を超え、 100戸以内 のもの	100戸を超え、 300戸以内 のもの
220,000			275,000	330,000	550,000

表11-2 選択要件（子育て対策-2）（ろ）（は）（に）（ほ）

評価項目	技術審査料金：円				
	選-12 共働き世帯支援	全体の 床面積 の合計	2,000㎡以内 のもの	2,000㎡を超え、 10,000㎡以内 のもの	10,000㎡を超え、 50,000㎡以内 のもの
33,000			44,000	66,000	88,000

表12 選択要件（生産性向上）（ろ）（は）（に）（ほ）

評価項目	技術審査料金：円				
	選-13 BIMの導入	全体の 床面積 の合計	2,000㎡以内 のもの	2,000㎡を超え、 10,000㎡以内 のもの	10,000㎡を超え、 50,000㎡以内 のもの
33,000			44,000	66,000	88,000

防災・省エネまちづくり緊急促進 事業に係る技術評価料金規程

頁 No.6/7

MR03-06

2014年8月1日制定

2025年11月4日改訂

2025年11月5日施行

表13 選択要件（働き方対策）（ほ）

評価項目	技術審査料金：円				
	選-14 テレワーク拠点の整備	全体の床面積の合計	2,000㎡以内のもの	2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの
33,000			44,000	66,000	88,000

表14-1 選択要件（省エネルギー対策-1）（に）（ほ）

評価項目	技術審査料金：円				
	選-15~16 省エネルギーへの配慮 (住宅部分、非住宅部分)	住宅部分の住戸数	50戸以内のもの	50戸を超え、100戸以内のもの	100戸を超え、300戸以内のもの
33,000			44,000	66,000	88,000
非住宅部分の床面積の合計		2,000㎡以内のもの	2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	50,000㎡を超えるもの
		33,000	44,000	66,000	88,000

※ 住宅部分と非住宅部分ごとに料金を加算す

表14-2 選択要件（省エネルギー対策-2）（に）（ほ）

評価項目	技術審査料金：円					
	選-15 省エネルギーへの配慮 (住宅部分の共用部)	床面積の合計	500㎡以内のもの	500㎡を超え、2,000㎡以内のもの	2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの
132,000			176,000	275,000	462,000	別途見積

※ 財団で共用部を評価する制度を併願する場合は加算しない

- (3) 既に財団から技術評価書が交付された計画について、再技術評価をしようとする場合は、再技術評価の申請方法、評価方法、評価項目を考慮し、実費を勘案して技術評価料金を確定することができる。

2. 技術評価料金の減額

技術評価を効率的に実施できる場合（類似する複数の建築物の申請など設計図書が高度に標準化されている場合等）は、実費を勘案して技術評価料金を減額することができる。

3. 技術評価料金の増額

- (1) 技術評価が複雑な場合は、申請者と協議の上、実費を勘案して技術評価料金の増額をすることができる。
- (2) 品確法の等級に係る審査については、下記による場合を除き審査項目に応じた別途料金を加算する。
- ①当財団で住宅性能評価書を取得する場合

防災・省エネまちづくり緊急促進 事業に係る技術評価料金規程

頁 No.7/7

MR03-06

2014年8月1日制定

2025年11月4日改訂

2025年11月5日施行

②「別機関による評価等を要する特記事項」により評価書を交付できる場合

4. その他

技術評価書記載事項のうち、技術評価が不要な事項の変更等により技術評価書を再交付するときの料金は、1通につき11,000円とする。(は) (に)

(附則) この規程は、2014年8月1日より施行する。

(附則) この規程は、2016年6月6日より施行する。(い)

(附則) この規程は、2020年10月22日より施行する。(ろ)

(附則) この規程は、2021年3月1日より施行する。(は)

(附則) この規程は、2025年4月1日より施行する。(に)

(附則) この規程は、2025年11月5日より施行する。(ほ)